

第1章 共通事項

第1条 (申込金)

1. 乙は、甲に対し、契約日から1週間以内（期間の末日が金融機関の休日に当たるときは翌営業日まで）に、下表（表1）記載の申込金を支払います。

表1 (申込金)

契約	申込金額
フルサポートコース契約、スタンダードコース契約	150,000 円
英国公立学校サポート	
ホリデー留学プログラム契約	50,000 円
短期体験留学プログラム契約	

2. 甲は、申込金の支払いがあるまで、契約に基づく業務を開始しないことができます。

第2条 (情報提供)

乙及び丙は、留学手続きに必要な情報を正確に甲へ提供する義務を負います。

第3条 (コース変更)

丙が留学のため本邦を出発した後は、いかなる理由であっても、コース/プログラムの変更はできません。

第4条 (航空券等)

航空券については、甲は、旅行代理店等との媒介をします。ただし、乙が甲の媒介を希望しない場合を除きます。

第5条 (滞在先)

契約期間中、丙は、原則として、甲が手配した滞り場所（寮又はホームステイ先）以外の場所には滞在できません。

第6条 (自動車等の所有・運転の禁止)

契約期間中、原則として、丙が留学先でモーターバイク、自動車を所有すること及び運転することは禁止します。丙がモーターバイク、自動車を所有又は運転したことにより、事故又はトラブルを起こし、損害を被った場合でも、甲は、一切の責任を負いません。

第7条 (強制帰国)

1. 丙が出席日数不足、校則違反、麻薬及び薬物の所持・使用、不純異性交遊、素行不良その他の理由により留学先より退学勧告を受けた場合、又は、甲・現地サポートスタッフ・現地教育組織職員からの再三の忠告、指示・警告に正当な理由なく従わなかった場合、丙は強制的に帰国される場合があります。
2. 前項の場合、契約は強制帰国時に終了し、乙は費用の返還を請求できません。

第8条 (解約料)

1. 乙は契約を中途解約することができます。
2. 解約する場合、乙は書面にてその旨を甲に通知する必要があります。
3. 乙が契約を中途解約したときは、下表（表2）のとおり、乙は、甲に対し、解約料を、解約日から10日以内に支払います。

表2 (解約料/税別)

解約日	フルサポート スタンダードサポート 英国公立学校サポート	ホリデー留学 短期体験留学
入学手続開始前	申込金	申込金
入学手続開始後	申込金+60,000 円	申込金+30,000 円
入学手続完了後	申込金+100,000 円	申込金+70,000 円
渡航手続完了後	諸手続きセット費用	申込金+70,000 円
渡航日以降	諸手続きセット+コース費用	コース費用全額

4. 甲の責めに帰さない事由により乙が契約を中途解約した場合、これにより甲が損害を被ったときは、乙は甲に対しその損害を賠償する義務を負います。

第9条 (甲からの解約)

1. 以下の事由のいずれかが生じた場合、甲は、乙に相当期間を定めて催告した上で、契約を解約することができます。
 - ① 契約に基づく費用の支払いがないとき
 - ② 乙又は丙が留学に必要な準備をしないとき
 - ③ 乙又は丙と1ヶ月以上連絡が取れないとき
 - ④ その他、乙又は丙に契約違反があるとき
2. 前項の定めにかかわらず、以下のいずれかの事由が生じた場合、甲は、無催告で、直ちに契約を解約することができます。
 - ① 乙又は丙に、是正が困難な契約違反があるとき
 - ② 甲乙間又は甲丙間の信頼関係が著しく損なわれたとき

第10条 (解約時に支払済みのサポート費用・プログラム費用以外の費用の扱い)

1. 甲以外を支払先とするサポート費用・プログラム費用以外の費用（甲が各支払先への送金を代行した費用を含む）で、契約が解約されたときに支払済みのものがある場合、その返還の可否、キャンセル料の有無等その費用についての取扱いは、支払先の定めに従います。（例：フルサポートコース契約で、解約時に留学先の学校へ支払済みの授業料など）
2. 支払先の定めによりキャンセル料・違約金等（以下「キャンセル料等」という）が発生する場合、キャンセル料等は乙が支払先に直接支払義務を負います。甲が乙の代わりにキャンセル料等を支払ったときは、乙は甲に対し、甲が支払った金額に支払日から年14.6%の割合による利息を付した額を支払います。
3. サポート費用・プログラム費用以外の費用で、甲が保管中の金銭は、解約後10日以内に、支払先から返還を受けた金銭は、為替差損、事務手数料相当額を控除した上で、返還日から10日以内に、乙に送金して返還します。
4. 丙が強制帰国された場合も同様とします。

第11条 (甲に対する支払の方法)

1. 乙の甲への支払いは、甲指定の口座に振り込む方法により行い、振込手数料は乙の負担とします。
2. 前項の支払いは、甲指定の口座に入金されたときに支払いがされたこととします。
3. 契約により乙と丙の双方が甲に支払義務を負うときは、その支払義務は、乙と丙の連帯責任とします。乙が複数名いる場合の甲への支払義務についても同様に連帯責任とします。

第12条（延滞金）

乙が甲に対して支払うべき費用（甲が各支払先に送金を代行する費用を除く）の支払いを怠ったときは、乙は、甲に対し、支払期日の翌日から年14.6%の割合による延滞金を支払う義務を負います。

第13条（乙に対する送金方法）

甲が乙へ送金すべき金銭は、乙指定の口座へ振り込んで送金し、振込手数料は乙の負担とします。

第14条（契約終了後などにおける責任）

契約終了後及びサポート対象外の期間における滞在先での乙又は丙の行動については、甲は一切責任を負いません。

第15条（免責事項）

以下の場合により生じた損害・トラブルについては、甲は何ら責任を負いません。

- ① 天災、火災、伝染病、戦争、暴動、テロ、ハイジャック、ストライキ、航空会社や旅行会社の倒産、政府公共団体の指令など、甲にとって不可抗力の出来事が生じた場合
- ② 丙が出席日数不足、極度の成績不振、校則違反、教師の指導に従わない等の理由により退学し、又は学生ビザが失効するなどした場合
- ③ 丙又は乙の個人的な理由により学生ビザが不許可になり、又は、入国を拒否された場合

第16条（個人情報の取扱い）

甲は、契約の目的に必要な範囲で、契約に基づいて取得した乙及び丙の個人情報を、媒介する旅行代理店、学校その他の第三者へ提供することができます。

第17条（合意管轄）

契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第18条（協議事項）

契約に定めがない事項は、関係法令・法規、取引慣行に従い、信義に則り、別途協議により解決することとします。

第2章 現地サポートスタッフ

第19条（現地サポートスタッフ）

現地サポートスタッフが年配されるフルサポート契約における現地サポートスタッフの選定と契約はすべて甲が行います。

第20条（現地サポートスタッフの変更と直接契約）

1. 乙又は丙は、甲の了承を得ることなく、現地サポートスタッフと直接契約を結ぶことはできません。
2. 前項の定め違反して、乙又は丙が現地サポートスタッフと直接契約したときは、乙及び丙は、それにより甲が被った損害を賠償する義務を負います。

第21条（現地サポートスタッフの変更）

乙は、原則として、現地サポートスタッフの変更を申し出ることはできません。乙の申出により、現地サポートスタッフを変更した場合、その変更にかかる費用は、乙の負担となります。

第22条（契約期間終了日以降について）

1. 契約終了後に、乙又は丙が現地サポートスタッフと連絡を取るときは、必ず、甲を通じて連絡を取ることとします。
2. 前項の定め違反して、乙又は丙が現地サポートスタッフに直接連絡し、業務の依頼をしたときは、乙及び丙は、それにより甲が被った損害を賠償する義務を負います。

第3章 フルサポート契約・スタンダード契約・英国公立学校サポート

第23条（契約期間）

契約有効期間は丙の出発日から1学年間とします。1学年間とは、例えば1学年を4学期で構成している場合は留学を開始してから4学期目が、1学年を3学期で構成している場合は3学期目が、1学年を2学期で構成している場合は留学してから2学期目が終了した時点までを契約期間とします。また、夏休み期間には留学生は原則として帰国しますので、この期間は現地サポート期間には含まれません。

第24条（自動更新）

丙が翌年度も留学を継続する場合において、乙が契約終了日の1ヶ月前までに書面により契約を更新しない旨の通知を甲にしなかったときは、契約は自動的に更新されます。

第25条（サポート業務）

甲は、契約期間中、表3のとおり、サポート契約の別に従い、丙の留学についてサポート業務を行います。ただし、夏休み期間中は、丙は帰国することを前提とし、夏休み期間が契約期間中にある場合でも、現地サポートの対象にはなりません。

第26条（サポート費用）

乙は、甲に対し、留学先及びコースに応じて定めるサポート費用を支払います。

第27条（サポート費用の支払時期）

乙は、甲に対して、サポート費用を次のとおり支払います。なお、申込金はサポート費用に充当します。

- (1) 初年度については、留学先へ授業料又は入学保証金を支払う時（複数回に分けて支払う場合は最初の支払時）
- (2) 2年目以降については、甲が請求した時

第28条（サポート費用以外の費用）

1. サポート費用以外の費用（授業料、滞在費、渡航関連費用等）は、すべて乙の負担となり、乙が、乙と各支払先間の契約に基づいて、各支払先に直接支払義務を負いますが、乙から特段の申し出がない限り、次条の定めに従い、甲が乙から必要な金額を預かり、各支払先へ送金を代行します。
2. 授業料等は、渡航時期、為替レートその他の事情により変動することがあります。

第29条（サポート費用以外の費用の支払方法）

- サポート費用以外の費用（授業料、滞在費、渡航関連費用等）は、原則として、甲が乙から必要な金額を預かり、甲が各支払先へ送金を代行することとします（振込手数料は乙の負担）。ただし、航空券などが支払先へ直接支払うもの、乙が支払先へ直接送金することを希望したものを除きます。
- 前項の甲指定の口座への送金は、甲が振込期日を指定して乙に振込みを依頼します。
- 乙が前項の振込み、又は乙が支払先に直接支払う場合に支払いを怠ったことにより、入学手続、渡航手続その他留学に必要な手続に支障が生じた場合でも甲は責任を負わず、甲が損害を被った場合には、乙は甲に対しその損害を賠償する義務を負います。

第30条（転校）

- 丙が入学後に年度途中で留学先国内の他校へ転校する場合、乙は、甲に対し、転校手数料 150,000 円（税別）を支払います。
- 丙が入学後に年度途中で留学先国以外の国へ転校する場合、乙は甲と新規に契約を締結する必要があります。

表3 （サポート・システム業務）

主なサポート業務内容	フルサポート	スタンダードサポート	英国公立学校サポート
現地到着の確認と報告	◎	◎	◎
日本語による現地でのオリエンテーション	◎		*
日本人スタッフの病院への付き添い	◎		*
お小遣いの管理と会計報告	◎		
現地日本人スタッフと日本語での悩み相談	◎		◎
スカイプ・ライン等による本人との時間外相談・連絡	◎	◎（加・米のみ）	
保護者からの相談受付	◎	◎	◎
現地からの保護者宛レターやメールの翻訳解説	◎	◎	*
保護者会の出席や担当教師との面談	◎		
留学状況の報告	◎	◎	◎
留学先の学校又は教育委員会との連絡交渉	◎	◎	◎
成績表の翻訳と説明	◎	◎	*
保護者が留学先を訪問する際の案内及び通訳	◎		*
進路相談、現地大学及び帰国生受験に関する進学アドバイス	◎	◎	◎
保護者からの教育相談	◎	◎	◎
現地発航空券の媒介	◎	◎	◎

原則として、◎印の業務が提供されますが、留学先や留学方法など個別の事情により多少内容が変更される場合があります。

*印の業務はご依頼があれば提供いたしますが、手配料、現地交通費、人件費を別途申し受けます。

第4章 ホリデー留学プログラム契約・短期体験留学プログラム契約

第31条（契約期間）

契約期間は、丙の出発日からプログラム終了による帰国日までとします。ただし、丙又は乙が旅行などプログラム終了後も留学先に滞在することを希望した場合、契約は、プログラム終了による帰国予定日、又はプログラム終了日のいずれか早い日に終了します。

第32条（プログラム業務）

甲は、予め留学期間、留学内容が定められた留学プログラムを提供します。

第33条（プログラム費用／プログラム費用以外の費用）

- 乙は、甲に対して、留学先、滞在期間、プログラム内容により定まるプログラム費用を支払います。
- プログラム費用には、授業料、滞在費が含まれます。

第34条（プログラム費用の支払時期）

甲は、乙に対し、支払期日を定めて、プログラム費用を請求し、乙は、指定された支払期日までにプログラム費用を支払います。

第35条（契約期間終了日以降のホストファミリーとの連絡について）

契約終了後に、乙又は丙がホストファミリーと連絡を取ることには自由ですが、その場合全て乙の責任において行うものとします。また、甲からホストファミリー宅を引き払うよう求められた場合、乙は速やかに求めに応じ、自らの責任において丙を他の場所へ移さなければなりません。